

各 位

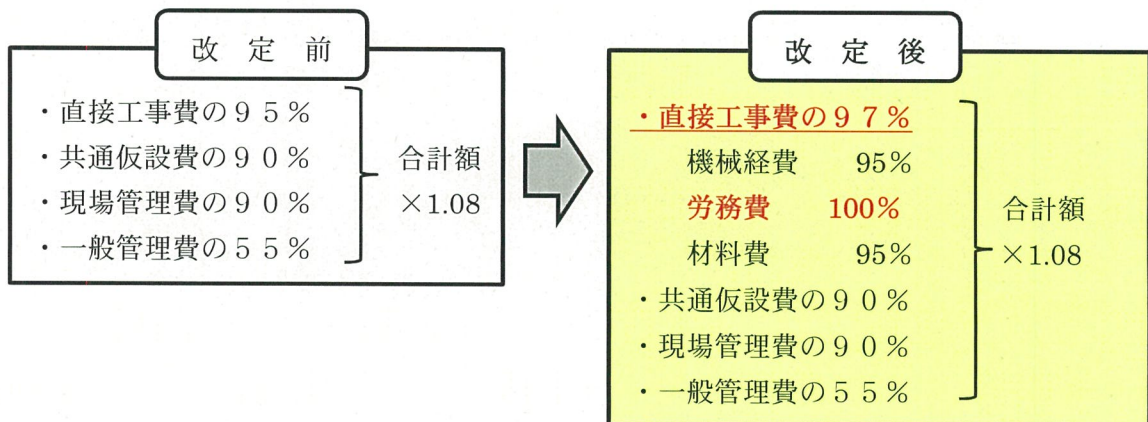
福岡地区水道企業団総務部財務課
(管 理 係)

工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格の改定について

福岡地区水道企業団では、工事の適正な履行と品質確保を図るとともに、建設業者の健全な経営及び下請業者の保護等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、平成 29 年 6 月 1 日から工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格を改定することといたしました。

1 改定の内容

(1) 算定方法



※算定の基礎となる額について、直接工事費の割合を 9.5% から **9.7%** に引き上げます。

(2) 設定範囲

改定なし
・下限：設計金額の 70% } 現行どおり
・上限：設計金額の 90% }

2 実施時期

平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告または指名を行う案件から適用いたします。

※「入札公告」は、(制限付き)一般競争入札における公告日を、「指名」は指名競争入札における指名通知日を指します。